

離島振興法の抜本的な改正及び総合的な離島振興策の推進を求める意見書

全国の離島は、排他的経済水域等の我が国の領域の確保、海洋資源の利用、自然環境の保全等、我が国にとって大変重要な役割を担っているが、昨今その離島の役割がますます重要になってきている。

そうした中、離島生活者にとっては、交通や医療など更なる生活の向上が極めて重要である。

そこで、平成25年3月末で期限切れを迎える離島振興法を抜本的に改正し、総合的な離島振興策を強力に推進するとともに、医療、教育、交通、介護及び通信など離島が抱える諸課題の改善やハード・ソフト両面にわたる生活基盤の整備に全力を挙げる必要がある。

よって、国においては、総合的な離島振興策を推進するよう次の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 離島振興法を抜本的に改正し、ハード・ソフト両面にわたる離島振興策を強力に推進すること。
- 2 予算における地方交付税の総額を確保し、離島を持つ自治体への十分な財政措置を行うこと。
- 3 離島航路の航空機や船舶に係る航空機燃料税や固定資産税の税率の軽減措置など離島交通の改善に向けた支援の充実を図ること。
- 4 高等学校が設置されていない離島からの進学者への支援、介護サービス事業者及び利用者への支援、離島の地デジ難視地区への財政支援など離島生活の向上のための諸施策を実施すること。
- 5 産婦人科医のいない離島の妊婦に対し、通院に要する交通費及び滞在費を支給すること並びに国立医師バンク（仮称）を新設し、医師のいない離島地域への医師の配置の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月16日

福岡県糸島市議会